明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

○財務省令第十八号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の一部の施行並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）及び消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十五号）の施行に伴い、並びに消費税法（昭和六十三年法律第百八号）及び消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の規定に基づき、並びに消費税法を実施するため、消費税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

消費税法施行規則等の一部を改正する省令

（消費税法施行規則の一部改正）

第一条　消費税法施行規則（昭和六十三年大蔵省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「「事業者」」の下に「、「国外事業者」」を、「被合併法人」」の下に「、「適格請求書発行事業者」」を、「課税資産の譲渡等」」の下に「、「軽減対象課税資産の譲渡等」」を加え、「第四号」を「第四号の二」に改め、「第五号の二」の下に「、第七号の二」を、「第九号」の下に「、第九号の二」を、「、事業者」の下に「、国外事業者」を、「、被合併法人」の下に「、適格請求書発行事業者」を、「、課税資産の譲渡等」の下に「、軽減対象課税資産の譲渡等」を加え、同条第二項及び第四項中「おいて」を「おいて」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（有料老人ホームにおける飲食料品の提供の対象となる入居者の範囲）

第一条の二　令第二条の四第二項第一号に規定する財務省令で定める年齢その他の要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一　六十歳以上の者

二　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十九条第一項（市町村の認定）に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定を受けている六十歳未満の者

三　前二号のいずれかに該当する者と同居している配偶者（前二号のいずれかに該当する者を除き、その者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

第六条の見出しを「（免税購入されたことを証する書類又は電磁的記録の記載事項等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

令第十八条第二項第一号ロに規定する旅券等に記載された情報は、旅券等（同号イに規定する旅券等をいう。以下この条から第九条までにおいて同じ。）に記載された事項のうち、次に掲げる事項とする。

一　氏名、国籍、生年月日、在留資格及び上陸年月日

二　旅券等の種類及び番号（旅券の写しが貼付された出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十四条の二（船舶観光上陸の許可）に規定する船舶観光上陸許可書にあつては、当該旅券の番号）

第六条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「であつて、次に掲げる事項が整然と、かつ、明瞭に記載された書類」を「（当該運送契約を締結した年月日が記載されたものに限る。）」に改め、同項各号を削り、同項を同条第二項とし、同条第六項第一号中「一般物品」の下に「（令第十八条第二項第一号に規定する一般物品をいう。第五項第四号及び第七項第四号において同じ。）」を加え、同項第二号中「及び第八項第二号」を「、第五項第二号及び第六項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第七項第一号中「消耗品」の下に「（令第十八条第一項第二号に規定する消耗品をいう。次項第四号及び第七項第四号において同じ。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第八項第一号中「免税対象物品」の下に「（令第十八条第一項に規定する免税対象物品をいう。以下この条及び第七条の二第二項において同じ。）」を加え、同項第四号中「合計額」の下に「（当該免税対象物品のうちに、一般物品と消耗品とがある場合には、当該一般物品の価額と当該消耗品の価額のそれぞれの合計額。第七項第四号において同じ。）」を加え、同項第五号中「国際第二種貨物利用運送事業者」の下に「（令第十八条第二項第三号に規定する国際第二種貨物利用運送事業者をいう。第七条の二及び第八条第三項において同じ。）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第九項中「前各項」を「前三項」に、「輸出物品販売場（法第八条第六項に規定する輸出物品販売場をいう。次条から第十条までにおいて同じ。）」を「基地内輸出物品販売場」に、「第十八条第二項各号」を「第十八条第二項第四号から第六号まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十項を同条第七項とし、同項を次のように改める。

7　令第十八条第六項に規定する購入記録情報とは、次に掲げる事項が記録された電磁的記録（同条第四項に規定する電磁的記録をいう。第七条第一項及び第二項において同じ。）をいう。

一　免税対象物品を譲渡する市中輸出物品販売場（令第十八条第二項第一号に規定する市中輸出物品販売場をいう。次条から第十条の六までにおいて同じ。）を経営する事業者が同号から同項第三号までの規定により提供を受けた第一項各号に掲げる事項

二　当該市中輸出物品販売場を経営する事業者の氏名又は名称及び納税地並びに当該市中輸出物品販売場の名称、所在地及び識別符号（次条第二項の規定により通知を受けた識別符号をいう。以下この号において同じ。）（当該免税対象物品の譲渡を臨時販売場（法第八条第八項に規定する臨時販売場をいう。第十条の八第二項第二号及び第十条の九において同じ。）において行う場合にあつては、当該臨時販売場を経営する事業者の氏名又は名称及び納税地並びに当該臨時販売場を設置する事前承認港湾施設（法第八条第九項に規定する事前承認港湾施設をいう。次条、第十条の八第三項第二号及び第十条の九において同じ。）の名称、所在地及び識別符号）

三　当該免税対象物品の譲渡の年月日

四　当該免税対象物品の品名、品名ごとの数量、価額及び一般物品又は消耗品の別並びに当該免税対象物品の価額の合計額

五　令第十八条第二項第三号に定める方法により免税対象物品の譲渡が行われた場合には、同号に規定する運送契約が締結された国際第二種貨物利用運送事業者の氏名又は名称

六　令第十八条の三第一項の規定により一の販売場とみなされた同項に規定する合算対象輸出物品販売場において免税対象物品の譲渡を行う場合には、その旨

第六条に次の一項を加える。

8　法第八条第六項に規定する輸出物品販売場を経営する事業者は、令第十八条第二項各号に定める方法により行つた免税対象物品の譲渡が軽減対象課税資産の譲渡等に該当する場合には、第三項から第五項までに規定する書類又は前項に規定する購入記録情報に、当該免税対象物品の譲渡が軽減対象課税資産の譲渡等である旨を併せて記載し、又は記録するものとする。

第六条の次に次の二条を加える。

（購入記録情報の提供方法等）

第六条の二　令第十八条第六項に規定する電子情報処理組織を使用して購入記録情報（同項に規定する購入記録情報をいう。以下この条から第十条の七までにおいて同じ。）の提供を行う市中輸出物品販売場を経営する事業者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一　届出者の氏名又は名称（代表者の氏名を含む。）（以下この条から第十条の九までにおいて「氏名等」という。）、納税地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）

二　当該市中輸出物品販売場の所在地

三　届出者の電子メールアドレス

四　当該市中輸出物品販売場に係る購入記録情報の提供を承認送信事業者（令第十八条の四第四項に規定する承認送信事業者をいう。第十条の五から第十条の七までにおいて同じ。）が令第十八条の四第一項前段の規定により行う場合にあつては、その旨及び当該承認送信事業者の識別符号

五　法第八条第九項の承認を受けた事業者にあつては、当該承認に係る事前承認港湾施設の名称及び所在地

六　その他参考となるべき事項